

介護保険事業運営懇談会	資料1
第2回（平成19年3月26日）	

# 「介護給付適正化プログラム・計画」(仮称)について (骨子案)

厚生労働省老健局

# 解説編

## I 介護給付適正化プログラム・計画の必要性

### 1 介護給付の適正化とは

- 「介護給付の適正化」とは、①介護サービスを必要とする者(受給者)を適切に認定した上で、②受給者が真に必要とするサービスを、③事業者がルールに従って適正に提供するよう促すことである。
- こうした介護給付の適正化の結果、利用者の自立支援に必要なサービスが的確に給付される一方で、不適切なサービス給付が削減されることとなり、制度に対する信頼感を高めるとともに、給付費や介護保険料の増大を抑制することで、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

### 2 介護給付適正化の“3つの要(かなめ)”

- ① 要介護認定の適正化
- ② ケアマネジメント等の適正化
- ③ 介護サービス事業者に対する制度内容の周知・助言及び指導・監査等の適切な実施

### 3 「介護給付適正化プログラム・計画」のねらい

- 「介護給付適正化プログラム・計画」(以下「介護給付適正化プログラム」という。)とは、介護保険制度の保険者(市町村)が取り組んでいる介護給付の適正化について、地域の実情を踏まえつつ都道府県として考え方や目標等を定め、都道府県と市町村が一体となって戦略的な取組を促進することをねらいとするもの。  
※ 平成20年度から給付適正化の取組を全国的に展開できるよう、都道府県は平成19年度から介護給付適正化プログラムを策定する。  
※ 各保険者は平成20年度から適正化事業に積極的に取り組み、当プログラムに基づく適正化事業の実施結果を、第4期介護保険事業計画に反映させる。